

○ 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

- 申告書等の控えへの收受日付印の押なつについては、従来、納税者の方々が申告書等を提出した事実を明らかにしておきたいとする要望に対応するために実施してきました。
- 国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。
- 令和3年度のe-Tax利用率は、所得税申告で59.2%、法人税申告で87.9%に達しており、今後もe-Taxの拡大が更に見込まれることなど、DXの取組の進捗（次頁）も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討しています。
- 申告書を提出した事実等の確認については、今後とも、次頁にあるように、①e-Tax申告の方は、受信通知による確認が可能、②紙申告の方も含め、オンライン申請（e-Tax）による申告書等情報取得サービスや納税証明書により確認が可能です。また、税務署窓口での申告書等の閲覧や開示請求、納税証明書等による確認も可能です。
- 以上を踏まえ、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて、御理解と御協力をお願い致します。

○ 申告書等提出事実等の確認手段

DXの取組		確認手段
オンライン申告の推進	e-Tax利用率の向上 実績 (R3) 所得 59.2%、法人 87.9% 目標 (R4) 所得 65%、(R5) 法人 90%	e-Tax受信通知 メッセージボックスから「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告等が行われたことを確認（証明）可能
オンライン申請等の推進	申告書等情報取得サービス (令和4年5月～)	所得税確定申告書、収支内訳書・決算書のイメージデータ(PDF)のオンライン申請・取得(自宅PC又はスマホ)が可能
	開示請求手続きのオンライン化 (令和5年5月～予定)	保有個人情報の開示請求についてオンライン請求及びキャッシュレス納付が可能
	納税証明書のオンライン請求	自宅PCからオンライン請求及びオンライン取得が可能 (令和3年7月～) スマホによる請求・取得も可能(令和4年9月～)
	納税情報の添付自動化 (令和5年1月～)	入札参加資格審査時に必要とされる「納税証明書」添付を省略。本人がe-Taxから取得した納税情報を、他の行政機関等への申請(入札参加資格審査等)に自動添付
	(参考) e-Taxマイページの提供	令和5年1月から青白区分・特例状況の確認 令和7年1月から本格始動

なお、オンライン申告・申請を利用しない場合であっても、税務署において次の確認手段が利用可能

- ① 申告書等の閲覧サービス ② 保有個人情報の開示請求 ③ 納税証明書の交付請求

○ スケジュール

	3 事務年度(2021)	4 事務年度(2022)	5 事務年度(2023)	6 事務年度(2024)
イメージデータで送信可能な手続	R3.1リリース	R4.1リリース (全手続)		
申告書等情報取得サービス (自宅PC・スマホ)		R4.5リリース (所得税申告書・決算書等のイメージデータ (PDF) 取得)		
開示請求オンライン化			R5.5リリース 自宅等からオンライン請求及び手数料のキャッシュレス納付を可能とする	
納税証明書 オンライン請求・取得	R3.7~ 自宅等のPCからPDF取得可		R4.9リリース スマホによりPDF取得可	
納税情報の添付 自動化		R4.3リリース 国税庁対応	R5.1リリース 国交省・デジタル庁対応	
マイナポータル連携 e-Taxマイページ		自動入力できるデータ拡大 R5.1~ 医療費、公的年金等の源泉徴収票、 国民年金保険料情報	R5.1リリース アカウント (青白・特例) 情報	R7.1 本格始動

スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用には*マイナンバーカード*が必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、マイページの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

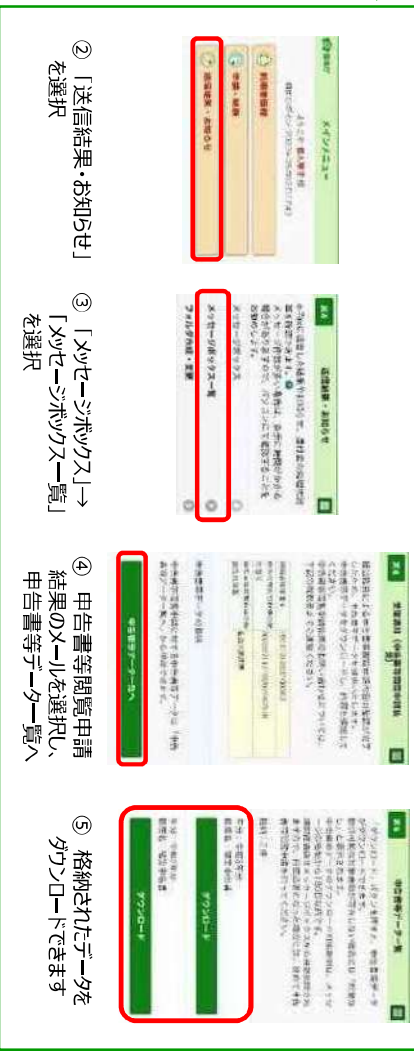
申請



The image shows a sequence of five smartphone app screens for tax application. 1. Home screen with 'マイページ' (My Page) highlighted in red. 2. '申請・納税' (Application and Payment) screen with '申請' (Application) highlighted in red. 3. '所得税申告書等の情報閲覧' (View tax return information) screen with '所得税申告書等の情報閲覧' highlighted in red. 4. '申告書等閲覧申請' (Apply to view tax returns) screen with '申告書等閲覧申請' highlighted in red. 5. '電子署名を付与し送信' (Apply digital signature and send) screen with '電子署名を付与し送信' highlighted in red.

- ① マイナンバーカードでログイン
- ② 「申請・納税」を選択
- ③ 「所得税申告書等情報閲覧」を選択
- ④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ
- ⑤ 電子署名を付与し送信

ダウンロード



The image shows a sequence of five smartphone app screens for downloading tax returns. 1. 'マイページ' (My Page) screen with 'ダウンロード' (Download) highlighted in red. 2. 'ダウンロード' (Download) screen with 'ダウンロード' highlighted in red. 3. 'ダウンロード' (Download) screen with 'ダウンロード' highlighted in red. 4. 'ダウンロード' (Download) screen with 'ダウンロード' highlighted in red. 5. 'ダウンロード' (Download) screen with 'ダウンロード' highlighted in red.

- ② 「送信結果・お知らせ」を選択
- ③ 「マイページ」を選択
- ④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ
- ⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、[e-Taxホームページ](https://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。
また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。



e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



インターネット

検索

令和4年12月

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に！スマホで請求！ スマホで受取！

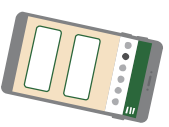


電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って
請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようにしました！

📱 電子納税証明書(PDF)のメリット！

- ✔️ **メリット 01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます！
- ✔️ **メリット 02** **手数料がオトク！**（1税目1年度あたり370円）
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔️ **メリット 03** 期限内であれば、書面として**何枚でも印刷しても受取**いただけます！
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔️ **メリット 04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも受取**いただけます！



……簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ……



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
スマートフォンカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、
本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい
手続きは
こちらから▶

読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

他にもまだある 納税証明書の

便利な請求 & 受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択して作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。



ここからは、税務署窓口での手続です。

3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなどの)取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要です。

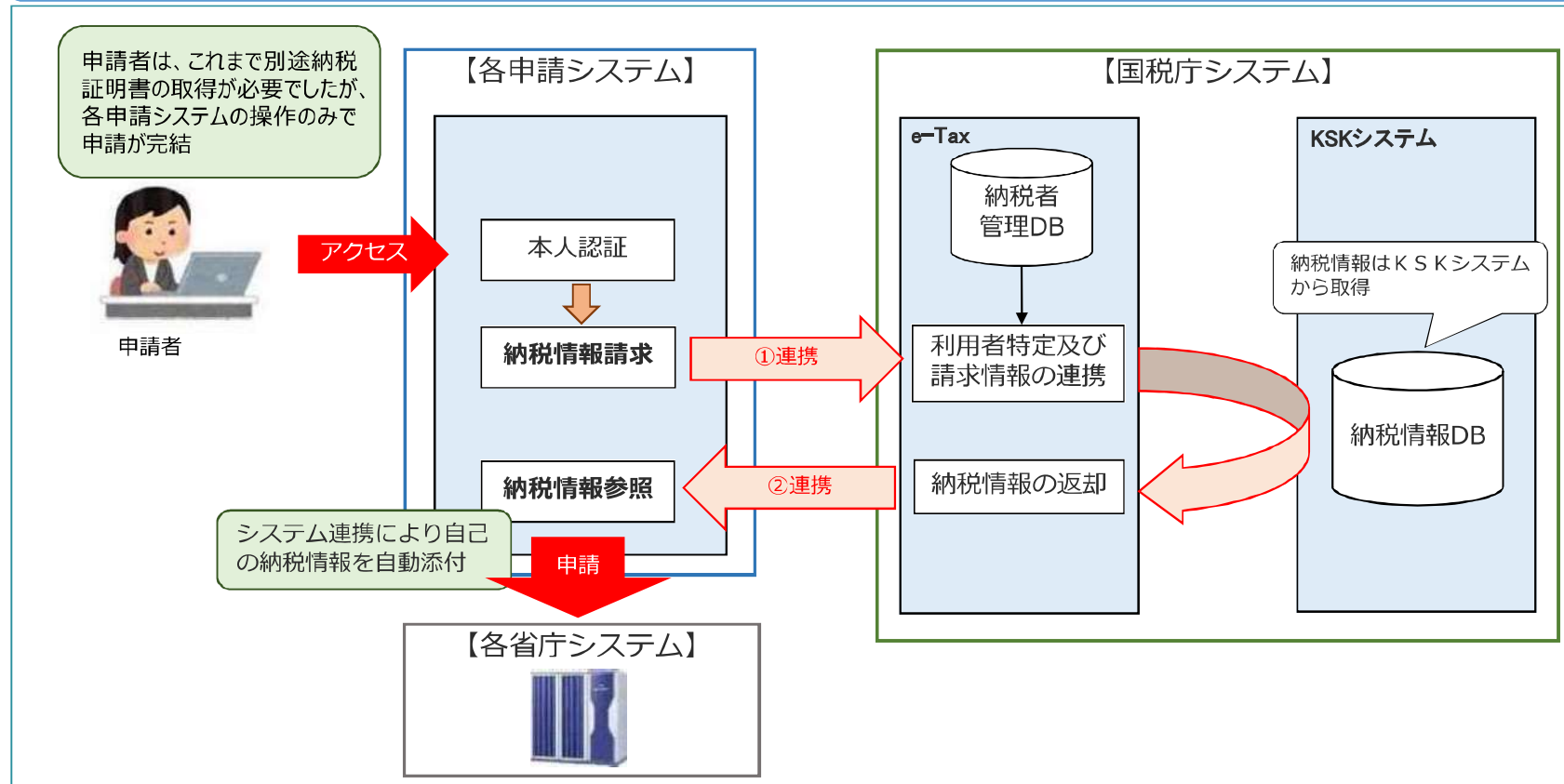
※インターネットバンキングやATMなどからe-Taxを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！

- 納税情報の添付自動化とは、納税証明書の添付を要する特定の申請手続において、その手続の中で納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組みです。

【対象の申請システム】

- ・ 調達ポータル（デジタル庁）令和5年1月～
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（国土交通省）令和5年1月～





作成コーナー×



マイナポータル

マイナポータル連携で

確定申告書に自動入力！

！ 証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
！ 一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費・・・

1年間分の情報が取得可能に！



ふるさと納税

公的年金等の源泉徴収票

国民年金保険料

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

！ 今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」でご確認ください。



！ ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。事前設定については、**裏面**をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



～マイナポータル連携の事前設定等～

！マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、
マイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカードの
交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい！！

- 1 コンビニで各種証明書が取得可能
 - 2 本人確認書類として使用可能
 - 3 健康保険証と一体化
 - 4 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
 - 5 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)
- マイナポイント
事業の詳細はこちら

！事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、
画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する専用ページを開設していますので、ぜひご利用ください。



スマートフォン画面



パソコン画面



マイナポータル
連携の事前設定
ページはこちら

！ 事前設定には、以下のが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダータライク)



！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得
できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もつての
設定をお願いいたします。

！確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー
はこちら



スマートフォン画面



パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

国税庁 法人番号 Z0000120650002

R4.8